

平成27年8月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年8月5日（水）  
2 場 所 南別館委員会室  
3 開始時間 午後1時30分  
4 終了時間 午後3時15分  
5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長  
その他の出席者  
杉元教育総務課課長、東スポーツ振興課課長、田中生涯学習課副課長、新甫図書館館長、  
後藤美術館館長、宇都都城島津邸館長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括主  
幹

- 6 会議録署名委員 島津委員、中原委員

7 開会

○委員長

ただいまより、8月定例教育委員会を開催します。本日の終了時間は3時15分を予定しています。皆様のご協力をお願いいたします。なお、教育部長は人間ドックのため欠席です。

8 前会議録の承認

○委員長

平成27年7月定例教育委員会、平成27年7月臨時教育委員会の会議録につきましては、お手元に修正したものをお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○委員長

それでは、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

○委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、中原委員をお願いいたします。

10 議 事

○委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告10件、議案4件、合計14件です。

○委員長

それでは、教育長報告をお願いします。

○教育長

お手元に二学期の生徒指導の現状について、A4の1枚の紙がございますので、そちらで報告をさせていただきます。

今、一応、既に夏休みに入っているわけがございますけれども、夏休み前までの色々な生徒指導の状況についてまとめています。度々報告もしているのですが、もう一度まとめたものを載せさせていただきます。これは、いわゆる一学期の状況ということで、まず、1の非行問題についての一学期の状況ということでございます。これまでの報告とほとんど重なるものもございまして、6月以降の非行については、問題行動は起きていないということで、夏休み中も現在までに報告はありません。ですから、4月と5月という、学期が始まって落ち着かない時期に、色々な問題が起きたところでござ

います。

暴力行為が11件、器物破損が4件、家出・徘徊が6件、性的問題が2件、その他は万引きとかそういうことです。それがこれだけございましたということです。暴力行為については、既に新聞等でもご存じのように、5人の子どもたちが逮捕される事案がございました。その後は、先ほども申しましたように6月以降、暴力行為等も出ていないということでございます。

それから、対教師暴力3件とそこにありますけれども、これは、今まで報告したことなのですが、これは、先生が注意をして止めた時に、それをはねのけるようなことをして、暴力をふるったということで、別に先生に面と向かって暴力ふるったという意味ではございません。注意をされた時に、そういう暴力行為に至った。これも、6月以降は起きていないということでございます。

家出・徘徊は、家に帰らない子、同じことを繰り返す子がいるのです。見つかるのですが、小学生ですが、公園とか行って探して見つかるのですが、もう3回ぐらい繰り返して、色々な対応をしてもらっていただいているところです。大体、非行問題はそのような状況でございます、不登校は、6月現在の資料ですが、昨年度から比べて大きく変化はございません。中学生のほうがどうしても多くなっている状況でございます。7月についてはまだ報告を受けておりません。

それから、いじめ問題、これは小学校3件、いずれも学校が対応し、解消しているところです。

それから、交通事故ですけれども、これは大体1学期間の状況は大体そういう状況で、昨年と比べると減少しているということですが、夏休みに入りまして、その資料には添付しておりませんが、この前新聞に7月29日でしたか、新聞に載ったかと思えますけれども、8人乗りのワゴン車に子どもを乗せて、鹿児島に向かっていた都城の保護者の方が、電柱に激突をして、子どもさんの手足のほうの重症という事件がありました。夏休み中のことです。それから、追突をされて、子どもが肺挫傷の重症を負った事件ももう1件ございます。2件でございます。

それから、不審者情報ですけれども、1学期は先ほど申し上げたのが19件、夏休み中には今のところは無いということでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容についてお尋ねはありませんでしょうか。

○島津委員

交通事故…、自転車で1件…、夏休みに入って、小・中学生が自転車で走っているのを多くみかけまして、都城の子どもたちは、まだ…、ちょっと気になるのが、皆さんヘルメットを被らないのですね。自転車の子どもは。

○教育長

普通に乘っている時は被っていましたよね。

○島津委員

ですから、本当にあれだと、条例か何かで義務づけするぐらいのことでいいのではないかと思うのですが、ヘルメット着用について、条例で、ヘルメット義務化ぐらいしていただけないかと思った次第であります。

○教育長

校長会で強く指導するように申し上げます。

遊びに行く時もヘルメットを被らないといけないのですか。通学の時は皆、ヘルメット着用が学校で義務づけていると思うのですが、夏休みは学校に行く、行かないかとか買い物とか行ったりとか色々

遊びに行く時は、どうなのですか。ヘルメットを被っていますか。

○委員長

被っていません。

○教育長

被っていませんよね。

○島津委員

被るという習慣が全然根づいていないというか。

○赤松委員

制服の時は被って、私服の時は被らないのでしょうか。

○教育長

ちょっと遊びに行く時は、ヘルメット被っていないですよ。

○島津委員

確か、今年ですか、中霧島かどこかでありましたよね、出会い頭で車にぶつかったのも、確か、ヘルメットを被っていなかった。そこで被っていれば、そこまでも大事にはならなかったことで、大きくなることは間違いないと思うので、休みの時というか、通学外でも、定着化が図れないものかな…。

○委員長

通学でもちょっとした外出でも危険度は同じなわけですね、考えてみると。そういったことが必要なという気がします。

ちょっとお尋ねなのですが、五番目の不審者・声かけ事案は報告件数が19件で、学校に通知というものが。

○教育長

情報提供ですね、それ以外は、結局、子どもたちが学校に何かあったということが、1学期間にそういう話が上がってきたのが19件ということです。それ以外に、情報提供で何かあったということですね。

○委員長

わかりました。

○委員長

では、報告第62号をご説明いただきます。

○図書館長

図書館報告第62号 作家丸山誠司おはなしかい、都城広域定住自立圏構想協議会共同事業開催要項について説明いたします。

まず、開催要項をご覧ください。

目的ですけれども、都城広域定住自立圏構想協議会では、圏域内の3市1町、都城市、曾於市、志布志市、三股町の図書館の連携を検討しており、その一環として、4図書館による共同イベントを行うものです。

内容としましては、作家丸山誠司氏によるお話し会です。副題として、平成27年度都城広域定住自立圏構想協議会 夢と感動を広げるおはなしキャラバン巡回講演を掲げ、定住自立圏内の4図書館で3日間連続して行います。都城市は、そこに2日と書いてありますけれども、3日目となります。訂正をお願いします。

主催は、都城市教育委員会、都城市です。

続きまして、説明資料をご覧ください。

日時が8月23日 日曜日、14時から16時まで、高城図書館多目的ホールで行います。前半の1時間は、読み聞かせ、後半は質問タイムとワークショップを行います。ワークショップは、講師のイラストを描いたポップアートに色を塗り、切って組み立てるもの、ワークショップの都合で入場者数を50人と限定しております。

最後の資料のチラシがあると思うのですがけれども、講演会のチラシです。夏休みわくわくお話し会&ワークショップということで、枠中に、作家のプロフィールが掲載されております。1968年生まれの方で、主な絵本の作品としては、にんじゃサンタとか、おこさまランチランドというのがあります。下のほうに、日程が書いてありますけれども、8月21日、金曜日が曾於市立図書館、22日が三股町図書館、午後のほうが志布志図書館ということで、最後の23日が高城図書館になります。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告についてご質問はありますか。

定員の50人というのは、2つの図書館で整理券で制限されるわけですね。

○図書館長

そうです。

図書館を利用される方に整理券をお渡しして、先着50名ということですよ。

○委員長

絵本の販売等を行わないというのは、全部がそういう趣旨なのですか。それとも、高城図書館では販売できないため。

○図書館長

今回は、4図書館ともないのですけれども、時々、先生の意向とかで違う場合もありますけれども。

○委員長

高城図書館では販売できないためというのは、ここに書いてありますけれど、特にここに明記してあるので。

○図書館長

生涯学習センターの方針でもあるということだと思います。館内ではしないということですよ。

○委員長

館内ではしないということですね。

はい、わかりました。

○教育長

普通、講演とか来られる時は、本が置いてありますね。

○図書館長

去年の鈴木まもる先生は、交流プラザで行ったのですが、この時は販売していました。

○教育長

それは、高城では販売できないためという意味は、高城図書館が販売することはしませんということですか。

○図書館長

図書館というよりも、生涯学習センターの管轄が地域振興課になりますので、図書館も入っているのですが、会場はホールを使いますので、できないということになります。

○教育長

以前、歴史の何かの催しで、本を買ったような記憶があります。確か、高城だったと思ったのだけど、去年何かやったではないですか。誰か呼んで、講演会がありましたよね。その時、何か買ったような気がしたのだけど・・・。

○委員長

趣旨が、会場が物を売らないというセンターの趣旨なのか、これをたまたま知らないでいると、販売するスタッフが足りなくてという意味にもとれますし、ちょっとその辺の表現は。

○図書館長

私は、先生のほうで今回は販売されるという理解をしていたのですが、ここで、図書館ではと書いてあると、あれ、ほかの会場でも。

○教育長

図書館はしないのかなと思ったのですが。

○委員長

すみません、理由はよく理解できましたので。

ほかにありませんでしょうか。

入場者の予定の50人というのは、図書館としてはどうなのでしょう、オーバーしそうですか。

○図書館長

十分足りると思っておりますけれども。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第62号を承認させていただきます。

○委員長

報告第57号、報告第58号のご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

説明に入ります前に、7月15日に開催いたしましたラジオ体操には大変ありがとうございました。盛会のうちに終了することができました。教育委員長におかれましては、今週末の相撲教室のほうでの歓迎がありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告案件2件でございます。

まず、報告第57号につきまして説明させていただきます。

報告第57号は、新都市誕生10周年記念事業並びに第70回の記念大会として、平成28年2月7日、日曜日に開催予定いたしております南九州駅伝競走大会の開催に当たりましての要項を制定しようとするものでございます。

昨年度からと変更のあるものにつきましては、今年度合流地点の変更を予定しております。それに伴いまして、去年が市役所の正面玄関がゴールでございましたが、フィニッシュ地点でございましたが、今年度から美術館前に変更をいたします。それに伴いまして、第7区が200メートル延長になりまして、11.3キロ、総延長が同じく200メートル伸びまして、61.3キロとなるところでございます。また、今年度は、先ほど申しましたとおり記念事業という形でございますので、パネル展等のイベントですとか、各中継所での記念事業等を予定しております。

細かい中身につきましては、主催を一緒にやっております宮崎日日新聞社または各市町村と共同で、詳細について詰めていくということで予定をさせていただいております。

続きまして、報告第58号でございます。

平成27年度の都城市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業の教育委員会の共催につきまして、

専決をいたしましたので、報告を申し上げるものでございます。

事業といたしましては、既に、7月22日から26日、4泊5日の日程で台湾チームが都城市を訪ねております。中山国民小学校、上智小学校の軟式野球チーム、団員が併せて20名、引率者、通訳を合わせまして41名になっております。競技といたしましては、軟式野球競技5試合を行いまして、台湾チームの全勝という結果になっております。

なお、都城市チームは、年が明けました1月中旬に、台湾を訪問する予定で計画を今、出しているところでございます。

以上、簡単でございますが、この2点につきまして、報告事項を終わります。よろしく願います。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問はないでしょうか。

すみません、市役所前が美術館前に変更になった理由はどのような理由なのでしょうか。

○スポーツ振興課長

一番の理由といたしましては、より多くの市民の方にゴール地点を見ていただきたいという形を鑑みたとときに、どうしても駐車場側ですと、沢山人が並べないというところもございまして、美術館側に変更することによりまして、交差点からずっと両沿道に市民の方に並んでいただけるということを想定いたしまして、警察のほうにご相談申し上げたところ、ご了解いただけましたので、変更すると。あわせて今年、記念イベントという形を実施する場合、場所が同じ流れの中でコミュニティセンターを使いたいという理由もございまして、今後もフィニッシュ地点では何らかの形でイベントを継続していくということも想定いたしまして、変更を考えたということでございます。

○委員長

市役所前では、何か一体感がなかったような感じでしたね。

○スポーツ振興課長

今度は遠くからも走ってくるところが見えるようになりますので、いいのではないかと考えております。

○委員長

よろしいでしょうか、それでは報告の2件を承認させていただきます。

○委員長

それでは、報告第56号、議案第33号、議案第34号を教育総務課にお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第56号 専決処分した事務 教育委員会名義後援についてご報告いたします。

一枚開けていただいて、7月1日から7月17日に申請のあった12件の名義後援を承認しております。

続きまして、議案第33号をご説明いたします。

都城市教育委員会外部評価委員の委嘱についてでございます。

これは、7月定例教育委員会でご審議、決定いただきました平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価の実施要項の中にある外部評価を行うため、都城市教育委員会外部評価委員設置規定に基づき、2名の委員の委嘱を行うものでございます。

お一人目は、都城工業高等専門学校の特任教授である濱田英介先生、お二人目は、南九州大学人間発達学部こども教育学科教授の内田芳夫先生です。お二人は、昨年度に引き続きの委嘱という形になりま

す。

委員の業務につきましては、本日の資料の3枚目以降にあります都城市教育委員会外部評価委員設置規定にあるとおりであります。任期といたしましては、1年ということになっております。

続きまして、議案第34号 都城教育の日シンボルマークデザイン審査委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

こちら7月の定例教育委員会で、平成27年度都城教育の日シンボルマークデザイン審査委員会の設置要項を決定いただき、その要項に沿って、委員の選考を行いました。委員の先生が5名書かれてありますけれども、美術に関係ある先生方を中心に、PTAの代表、プロのデザイナーの5名の方々になっております。シンボルマークの募集は、現在進行しておりますけれども、夏休み明けの9月10日までになっておりますので、それ以降に審査会を開催する予定としておりますが、委員の皆様には、事前に都城教育の日の制定に至った経緯、目的、それらを十分説明を行うこととしております。

以上で説明を終わります。ご承認よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

報告と議案について、お尋ねはありませんか。

○教育長

デザインはどれくらい集まっているのですか。

○教育総務課副課長

今日現在で2点です。小学生が1点、それから主婦の方が1点。

高校、大学のほうにも協力をお願いしております。夏休みの宿題で8月末ぐらいから出てくるのではないかと考えております。

○委員長

流れについては、たとえば、この方たちを最初から審査するのですか。それとも、一度一次審査みたいなものをして、この方々の携われる時間というのは、何回かするのでしょうか、それとも、最終審査みたいな形でされるのか。

○教育総務課長

審査の方法については、件数として何万点もというのはないと思われまので、最初から審査員が入ることを考えております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告1件と議案の2件を承認、決定させていただきます。

○委員長

生涯教育課より報告第59号、報告第60号、報告第61号をお願いいたします。

○生涯教育課

生涯学習課の田中と申します。課長が忌引ですので、代わりまして、ただいま委員長からありました報告第59号から報告第61号までの、3つの案件につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、報告第59号です。

平成27年度都城市社会教育行政計画及び平成27年度公民館経営案についてご説明いたします。

平成27年度の主要事業計画及び当初予算を踏まえまして、平成27年度社会教育行政計画及び公民館経営案を策定いたしましたので、ご報告するものです。

なお、去る7月9日に開催いたしました社会教育委員会及び公民館運営審議会においてお諮りし、承認をいただいております。それぞれの概要についてご説明いたします。

まず、ピンクの冊子になっている部分です。こちらが社会教育行政計画ということになりますけれども、資料の3ページをお開きください。社会教育行政計画につきましては、都城市教育基本方針に基づき、生涯学習課が取り組む生涯学習社会教育の充実と人権の尊重の二つの教育施策を具体的に進めるための各種事業を掲載しております。

8ページをご覧ください。平成27年度の事業費予算については、前年度同様に一般事務費のほか、市民大学費、生涯学習機会づくり推進事業など、23事業に対し1億3,352万8千円を予算措置しております。

9ページをご覧ください。平成27年度の各社会教育関係団体等に対する補助金についても、前年度同様に29種の1,401万2千円を予算措置しております。

10ページをご覧ください。平成27年度に実施する事業計画につきましては、事業種別に応じて対象別事業計画と領域別事業計画に区分しております。また、事業内容につきましては、平成26年度実績の報告とあわせて、平成27年度計画を掲載しておりますが、事業の実施主体によって、市が主体的に行う事業、市と団体等が協働で行う事業、団体等が独自に行う事業をあわせて掲載しております。

以下の事業説明につきましては、各事業の平成27年度計画の中で、市が主体的に行う事業について絞ってご説明させていただきます。

まず、少年教育でございますが、3つの事業に取り組めます。①の少年教育推進事業といたしまして、ボーイスカウト1団体、ガールスカウト2団体、ユネスコ協会に対し、運営費を補助し、活動を支援してまいります。

次に、11ページをご覧ください。②子供会等活動支援事業といたしまして、市子供会育成連絡協議会に加入する市内の6地区の子育連、12ページに加入された状況も掲載しておりますが、この子育連に対して運営費を補助し、活動を支援してまいります。

14ページをご覧ください。③の放課後子供教室推進事業といたしまして、放課後や週末等に学校や地区公民館等を利用し、安全で、安心な子供の居場所や遊び場を設け、地域ボランティアの協力により、勉強やスポーツ、文化、体験や交流活動等の実施に取り組んでまいります。

なお、27年3月末で、横市地区の教室が休止となり、今年度は、市内9箇所を教室を開いたしません。

15ページをご覧ください。(2) 壮年教育では、壮年教育推進事業といたしまして、市壮年団体連絡協議会に対し運営費を補助し、活動を支援してまいります。

17ページをご覧ください。(3) PTA活動では、PTA活動事業といたしまして、市PTA連絡協議会及び市内16地区の地区PTA連絡協議会に対し運営費を補助し、活動を支援してまいります。

19ページをご覧ください。(4) 女性教育では、女性教育推進事業といたしまして、身障者婦人学級のうち、今年度からむつみ婦人学級視覚障害者が活動を休止したため、残る青空婦人学級、肢体不自由者に対し、活動に必要な講師料を補助し、運営を支援してまいります。また、婦人団体では、五十市、姫城、山之口地区の婦人会連絡協議会に対し、運営費を補助し、活動を支援するとともに、平成25年度で解散しました都城市地域婦人会連絡協議会の組織再生を望む一部の団体からの声もあることから、情報提供など、気運の醸成に努めてまいります。

さらに、山田、高崎地区も女性団体連協と都城市生活学校連絡会に対し、運営費を補助するとともに、活動を支援してまいります。

22ページをご覧ください。(5) 青年教育では、二つの事業に取り組んでまいります。



まず①勤労青少年ホーム事業といたしまして、通常、カレッジピアで活動する文化系が6つ、スポーツ系が3つの計9つのクラブ指導者謝金の援助のほか、青少年育成指導員による指導・助言・会員募集といった活動支援をしております。

24ページをお開きください。②の成人式開催事業といたしまして、平成19年度から地区別に分散して開催する方式を導入しており、今年度で9年目を迎えます。参加率も高く、定着している状況にあります。平成27年度も、市内15地区と都城きりしま支援学校を加えた16会場での開催を予定し、新成人や地域住民等で構成する地区実行委員会に市が事業として委託する方式で実施しております。

続きまして、25ページをご覧ください。(6)社会教育関係団体等連絡協議会に関する事業といたしまして、市及び高崎地区の社会教育団体等連絡協議会に対し運営費を補助し、活動を支援しております。また、市社会教育団体等連絡協議会との共催により、3月には、社会教育振興大会を開催いたします。

26ページをご覧ください。(7)中央公民館、地区公民館及び総合支所管内事業では、高齢者学級事業といたしまして、本庁管内の11地区公民館では、高齢者学級を主催するとともに、各総合支所管内でも高齢者学級や長寿学園事業を実施しております。

29ページをご覧ください。(8)公民館改修建設事業といたしまして、長期修繕計画に基づき、施設の維持管理を行うほか、建築年数の古い順に、地区公民館の建設を進めてまいります。また(9)にありますように、教育集会場管理運営に関する事業といたしましては、本庁管内と高崎総合支所管内に各2ヶ所ある4教育集会場については、貸館業務のほか、梅北、高崎では、主催事業を引き続き実施しております。

30ページをご覧ください。(10)コミュニティセンター管理運営に関する事業といたしまして、平成18年度から指定管理者に委託して管理運営を行っています。平成27年度から、委託期間が3年から5年に伸びたことで、平成31年度までは、前回に引き続き、文化コーポレーションに委託し、管理運営しております。

それでは31ページをご覧ください。次に、領域別事業計画についてご説明いたします。

(1)の生涯学習の推進では、3つの事業に取り組んでまいります。

まず①生涯学習機会づくり推進事業といたしまして、一芸に秀でた市民を生涯学習ボランティア指導者として活用するよかよか学習ネットワーク事業を、平成27年度も引き続きNPO法人きらいネット都城に委託するとともに、学習成果の発表の場である生涯学習フェスティバルを共催で開催いたします。また、本庁管内11地区公民館が主催するライフセミナー、主催教室でございますけれども、継続して実施しております。

34ページをご覧ください。②生涯学習出前講座推進事業といたしまして、行政及び民間企業等が提供する出前講座を開設し、多様な学習機会を設けることで、市民の生涯学習活動を支援しております。

35ページをご覧ください。③都城市市民大学開催事業といたしまして、昨年度開講50周年を迎えました。さらなる講座の充実が期待されますので、引き続き市民による運営委員会が企画運営する講座の開催に必要な講師料を補助するなど、運営を支援しております。

36ページをご覧ください。(2)です。家庭教育では、2つの事業に取り組んでまいります。まず①家庭教育学級開設事業といたしまして、市内の幼稚園や小・中学校等に開設された家庭教育学級に対し運営費を補助し、活動を支援しております。

また、青少年健全育成事業と連携し、11月には青少年育成家庭教育講演会を開催します。地域における家庭教育支援基盤形成事業といたしましては、平成27年度は、家庭や地域での教育力向上を図るための基礎講座として、家庭教育支援講座を開催します。なお、講座修了者を対象としたスキルアップ講座は、2年ごとの偶数年度に開催しております。

38ページをご覧ください。(3) 青少年健全育成では、2つの事業に取り組んでまいります。まず、①青少年健全育成推進事業といたしまして、市青少年健全育成市民会議として、各地区の青少協会長等で構成する監事会や各民主団体を含む200名の委員で構成する総会を開催するほか、家庭教育学級開設事業と連携し、青少年健全育成家庭教育講演会を開催いたします。また、市内16地区、本庁に12地区、総合支所に4地区ある青少年育成協議会に対し、運営費を補助し、活動を支援してまいります。

また、市が進める家庭の日の普及促進についても、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。

42ページをご覧ください。②地域で子どもを育てる体験活動支援事業といたしまして、家庭・学校・地域の連携や複数の団体が協働で実施する地域で子どもたちを育てる体験活動事業に対し、補助金を交付し、活動を支援してまいります。

43ページをご覧ください。(4) 人権同和教育に関する事業といたしましては、平成27年度も引き続き、宮崎県人権教育啓発推進方針に基づき、人権啓発推進協議会全体会及び講演会を開催するとともに、8月の人権啓発強調月間にあわせて、人権啓発標語の募集や夏休みふれあい映画祭の開催、さらに、12月の人権週間には、人権啓発特集号の全号配付、人権啓発推進大会の開催、懸垂幕の掲示など、啓発活動に取り組んでまいります。

46ページから社会教育施設一覧、それから、社会教育関係団体等の掲載をしておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

続きまして、紫の冊子になりますけれども、公民館経営案につきましてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。平成27年度公民館経営案につきましても、教育基本方針に基づき、生涯学習社会教育の推進、人権の尊重を進めるために、各種事業に取り組んでまいります。

13ページをご覧ください。公立公民館一覧を掲載しておりますけれども、本庁管内には、中央公民館のほか、11地区公民館がございます。なお、姫城地区公民館は中央公民館に併設となっているため、施設数といたしましては、10館になります。また、総合支所管内では、山田地区を除き、3地区公民館と7分館、高城に3分館、高崎に4分館がございます。なお、山田地区につきましては、条例上公立公民館はありませんが、山田総合センターが実質的には社会教育施設としての機能を果たしている状況でございます。

続きまして、21ページをご覧ください。公立公民館につきましては、市民の生涯学習を支援する基盤整備や活動支援が求められております。また、地域社会における中核機関、施設としても、地域の自治公民館を中心とする社会教育関係団体等と共同で、まちづくり、人創りに取り組んでおります。さらに、現在、市内11地区と高崎地区では、地域コミュニティの中心となるまちづくり協議会が設立されており、今年度内には、山之口、高城、山田地区でも設立が予定されているところでございます。このような状況の中、各地区公民館は地域コミュニティの拠点施設としての使命や役割も期待されるところでございます。そのため、市といたしましても、各地区公民館に配置する館長やまちづくりの支援員に再任用職員の配置を行うなど、今後の生涯学習の推進、まちづくりの推進における地域とのパイプ役を担う体制づくりを段階的に進めてまいります。

22ページをご覧ください。公立公民館の経営方針を掲載しておりますけれども、内容につきましては、前年度と大きく変わった点はございません。今年度も引き続き市民の生涯学習体制の確立を目指すとともに、社会教育の中核機関としての運営充実、年代に応じた学習条件の整備に努めながら、各事業に取り組んでまいります。

24ページをご覧ください。ここからは、中央公民館及び各地区公民館の経営方針を掲載しております。中央公民館につきましては、各地区公民館の管理運営を統括するとともに、市全域を対象区域とした貸館事業の実施、公民館職員の資質向上、施設の維持管理に取り組んでまいります。また、各地区公

民館については、地区だよりの発行や高齢者学級など、主催事業のほか、地域住民に学習の場を提供する貸館事業に取り組むとともに、まちづくり協議会との連携を図ってまいります。それぞれの地区公民館の経営案で示している内容は、基本的な部分は同じでございますので、割愛させていただきます、報告第59号の説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

両冊について、ご質問がありましたらお願いいたします。

すみません、社会教育行政の計画案のほうの、14ページだったのですが、ご説明のなかで、横浜市地区の横浜市子どもクラブというのが閉鎖とおっしゃいましたけれども、理由はどのような理由。

○生涯教育課

まず、コーディネーターの方の体調不良というのが一番にあります。その他にも、サポートして下さる方もいらっしゃったのですけれども、そのコーディネーターの方が中心となってこれまでも進めておられましたので、その方が辞められるということであれば、ほかの方も難しいというのが1点と、もう一つは、土曜日に開設されていたのですが、土曜日に集まってくる子どもたちがかなり少ないという状況で、色々な計画をさせていただいて準備していただいているのですけれども、ちょっと少なすぎるということもあって、今回休止という形になっています。

○委員長

一応、41名という登録数がありまして、姫城なんかよりも多く数だと読めたのですが、その辞められた場合には、直後というか、子どもさんたちの居場所というものが大変になるわけですよ。それに代わるものというようなものはすぐには無理なのでしょうね。

○生涯教育課

現時点では、放課後児童クラブがありますが、こちらのほうに入りながら、教室のほうにも来ていらっしゃる児童もいらっしゃいますので、なくなったからといって、極端にさほど影響は今のところはないと。

○委員長

わかりました。

ほかにありませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いただきました内容に、詳しく目を通させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○生涯教育課

それでは、引き続きまして、報告第60号ということで、臨時代理した事務の報告と承認について。

放課後子供教室教育活動サポーターの委嘱についてでございます。

都城市放課後子供教室推進事業実施要項第10条の安全管理委員の規定に基づき、新たに上長飯小学校教室に配置する教育活動サポーター3名の委嘱について、臨時代理したことを報告し、承認を求めらるものでございます。

今回、委嘱した3名は、妻ヶ丘地区内から募集したもので、全員、未経験者ではございますが、今後、コーディネーター1名と教育活動サポーター6名の計7名体制で教室の運営をしていただくこととなります。なお、委嘱の任期につきましては、平成27年7月14日から平成28年3月31日までとなります。

続きまして、報告第61号 青少年育成家庭教育講演会開催要項の制定についてでございます。

この講演会は、教育委員会と都城市青少年健全育成市民会議が主催するもので、家庭教育学級開設事

業及び青少年健全育成推進事業の一環といたしまして、毎年、要項を定め、実施している分です。参加者が、家庭・学校・地域の果たす役割を再認識し、家庭の教育力の向上や地域の子どもは地域で守り育てるといった視点を一層深めていただき、心豊かでたくましく、行動力にとんだ子どもの健全育成の推進を図ることを目的として開催しております。

今回は、講師にメディアジャーナリストの渡辺真由子様を招きまして、「深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割」と題しまして、ご講演をお願いしているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問はありますでしょうか。

○島津委員

報告第60号のサポーターの委嘱ですが、これは増員ということになるのですか。

○生涯教育課

そうです、増員ですね。

○島津委員

何かそういうニーズが特にあったというか。

○生涯教育課

人数が平成26年度につきましては、子どもたち児童が81名だったのですが、平成27年度は98名、ほとんど100名ぐらいにふえていったのです。これまでもサポーターの方々もいらっしやったのですが、なかなかこの教室が開設される週2日間、火曜日と水曜日なのですが、それにどうしても来れない、それぞれ皆さん別なお仕事があったり、用事があったりされて、そういう中で、子どもたちを安全に教室で過ごさせるためには、もっと人数をふやしてほしいという要望が強かったのです。それで今回、手挙げ方式で妻ヶ丘地区のほうから呼びかけてみたら、3名の方に手を挙げていただいたということになります。

○委員長

報告第61号ですけど、11月6日というのは、たまたま、インタラクティブアートと重なっているのですか。こちらは講演で、毎年聞かせていただいていますから、大体わかるのですが、このインタラクティブアートのほうはどういう時間帯かわかりませんが、6、7日、2日にわたってムジカホールであるのです。もう決まっていることだと思いますけど。

よろしいでしょうか。

それでは、ご説明ありがとうございました。

報告3件を承認させていただきます。

○委員長

報告第65号、議案第36号を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸館長

都城島津邸館長の宇都でございます。

今回、新市誕生10周年事業を開催するに当たりまして、都城島津邸と都城市立美術館の合同展を開催する運びとなったところです。今回、美術館長もおりますが、私のほうで一括して説明をさせていただきます。

報告第65号としまして、新市誕生10周年記念事業、平成27年度都城島津邸、都城市立美術館合同展「都城美の足跡 雪舟ゆかりの弟子から現代作家までの開催要項の制定についての報告」ございま

す。非常に長いタイトルでございますが、このタイトルで開催したいと思っております。

お手元に資料1ページ、開催要領がございますでしょうか。こちらのほうが、今回の概要でございます。開催のねらいとしましては、新都市が誕生して10周年を迎えるにあたり、平成27年度に都城市立美術館及び都城島津邸が連携して、展示を行うということでございます。

この内容につきましては、展示概要として2番に書いてありますとおり、都城島津邸では、室町時代から近代以前の絵画文化を紹介し、都城絵画文化の旧の時代を担う。都城市立美術館では、現代の都城において活躍する作家たちの作品を紹介し、都城絵画文化の新しい部分を担うということでございます。今回の目玉としましては、都城の絵師の萌芽は室町時代の水墨家の大家として名高い雪舟でございますが、この人の弟子の秋月に始まると言われております。この秋月により、後の都城の絵師が影響を受けているということでございます。詳しい説明については長くなりますので、割愛させていただきますが、雪舟の絵を中心としまして、室町時代の後期から江戸時代までの絵画関係を島津邸に展示したいと考えております。また、先ほど言いました美術館につきましては、その流れを汲みまして、現代作家の作品を展示という形で開催する計画を立てております。

2ページを開けていただきまして、会期は、現在の展示中の作品の返却と準備等がございます。島津邸と美術館では若干会期がずれております。都城島津邸が、今年12月19日、土曜日から翌年2月7日、日曜日までの会期日数となっております。それから、この中の作品の一部が絵画となっております。国宝級が含まれており、展示期間30日ということで限られている関係がございます。展示替えを途中で1回行う予定となっております。都城市立美術館におきましては、本来であれば、開館が1月5日でございますが、お正月の帰省客を含めて入館していただきたいという願いを込めまして、1月2日から2月28日までの会期日数58日で開館しようという考えでおります。

場所は、島津邸のほうが全展示室、伝承館でございます。市立美術館は第一、第二、第三展示室を活用して開催する予定です。

6番に、観覧料が載っておりますが、こちらは議案第36号で出ておりますので、後で説明させていただきます。

3ページを開けていただきまして、8番に主な展示史料ということで、予定が書いてあるところですが、こちらのほうに列記してあるとおり、島津邸所蔵の永井家系図等、あと、鹿児島県歴史資料センター黎明館、さつま町の宮之城歴史資料センター寄託分や、上から7番目に、雪舟等の絵が書いてありますが、こちらについては、岡山県立美術館から借用してくる予定にしているところですが、あと、美術館におきましては、こちらのほうに列記してあるとおり、宮崎県立美術館、鹿児島市立美術館等から借りてきてまして、展示させていただきます。地域ゆかりの現存作家約25名の作品は現在交渉中でございます。これに伴いまして、9番に記載の関連行事としまして、来年1月24日に交流プラザのムジカホールにおいて、九州産業大学の渡辺雄二教授から合同展に関連する講演をしていただく予定で、現在、交渉中でございます。

あと、合同開会式は、島津邸の開館日を合わせまして、前日の12月18日、午後3時から開会式とマスコミ向け、それから関係者への内覧会を考えているところです。

もう一つ、アーティストトークについては、1月5日に市立美術館で現在、計画を立てているところでございます。また、学芸員によるギャラリートークは会期中の隔週土曜日または日曜日の午後2時から予定しているところがございます。さらに、⑤番に記載しているとおり、ワークショップを開催する予定でございます。こちらについては、1月17日の2時から、現在、記載のとおり交渉中でございますが、美術館のピロティーマたは図書コーナーにおいて開催予定でございます。

あとは、集客のための手段としまして、歴史資料館、美術館、島津邸全館観覧者への先着グッズのプ

レゼント、それから、家庭の日の対象の観覧料無料等、合同展来場者千人単位の節目で、来場記念グッズプレゼント等のイベントを同時開催し、集客を図る予定にしているところでございます。

以上が報告第65号の内容でございます。

続きまして、議案第36号 今説明しました合同展の観覧料の設定についてということで、都城島津邸条例及び都城市立美術館条例の規定に基づき、観覧料を別途定めるということで、今回提案させていただきます。

別紙を見ていただきますと分かりますとおり、観覧料は合同展ですので、都城島津邸と美術館との共通チケットを出そうと考えているところでございます。この共通チケットは、1枚で両館とも観覧できるということで、2ヶ所で一般500円、大学生・高校生等が400円、中学生以下は無料ということで考えています。括弧内は20人以上の団体料金でございます。これにつきましては、島津邸の終了までしか両館観覧できない関係もございまして、有効期限を12月15日の島津邸の開会日から2月7日の終了日と考えているところでございます。

それぞれの単館チケットは、両館それぞれ別々しか見ないということで、こちらのほうの料金設定は、一般が350円、大学生・高校生が300円、中学生以下無料で、先ほどと同じ、20人以上の団体料金でございます。こちらについては、それぞれの開会日程に合わせて有効期限が12月19日から2月7日までと美術館の1月2日から2月28日までとしているところでございます。ですから、両館とも見ていただくと、本来であれば700円かかるところが、共通チケット500円で観覧できるという格安のチケットにしているところでございます。

あと、今回につきましては、都城歴史資料館の集客も同時に図ろうということで、下のほうの※印、周遊割①というものが載っておりますが、このチケットの半券を持参された方にそれぞれ合同展を団体料金で観覧可能として、期間中、美術館と島津邸にて発券されたチケット半券を歴史資料館窓口において提示した場合、歴史資料館を団体料金で観覧可能と考えているところです。50円引きということになるかと思えます。

周遊割②は、合同展開催期間中に島津邸単館チケット購入者が別日に美術館を観覧した場合、共通チケットでなかった場合ということなのですが、その時も半券提示で50円引きにて観覧いただけるというお得な料金設定も考えたところでございます。

以上が観覧料の制定についての議案第36号でございます。

ご意見があればよろしくお願いたします。

#### ○委員長

それでは、報告と議案についてご意見はございませんか。

この周遊割りというのは、一見、複雑といたしますが、これはどこにどういうふうに表示され、今までは、周遊2館だったのですが、今回は資料館まで入れると3館になります。これはかなり頭に入れると複雑かと思うのですが、チケットに書かれているのですか、基本的には。

#### ○都城島津邸館長

今、言われましたように、本来であれば、この共通チケットは両館の合同展のみという考え方ですので、そのチケットという考え方なのですが、その一部の中に、次いでながら歴史資料館まで行かれれば割引になりますよという言葉を入れたいと考えております。

#### ○委員長

もっと簡単に分かるわけですね、これよりも。

#### ○美術館長

それぞれのチケットを販売するインフォメーションのところに印刷したものを掲示をして、半券を持

っていけば、それぞれ割引料金の適用がありますよというのは、窓口でも案内をしようとは思っております。

○委員長

従来の両館で、同時に有効になるチケットを発行されておりますけど、普通はどの程度、行き渡って、入場者の中でほとんどがそういうふうには活用されているのでしょうか。どのくらいの割合で、両館を相乗効果というのか、どの程度あるのでしょうか。

○美術館長

手元に資料がないのですけども、昨年度の美術館の特別展、美術館は通常無料なので、そういう頻度がないのですが、美術館の特別展期間中でいえば、島津邸から来られる方、美術館から島津邸に行かれる方で割引適用を受けられた方というのは、昨年度は30から40人ぐらい、あわせて5、60人だったと思うのですけれども、まだなかなか知れわたっていないかなとは思いますが、やり始めたのがまだ余り年数が経っていませんので、もう少し浸透していけば知れ渡るのかなと思っております。

○委員長

できれば、両館の入館者をふやしたいという目的であれば、そのアピールというか、目立つようにというか、分かりやすくしていただければと思っております。

○都城島津邸館長

そこ辺は、今回は10周年記念ということもございますので、また話し合いをしまして、できるだけ広くPRして、たくさんのお客様に来ていただけるように、開催したいと考えております。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

○委員長

報告第63号、報告第64号、議案第35号を都城島津邸館長よりお願いいたします。

○都城島津邸館長

引き続き、報告からさせていただきます。

報告第63号 都城島津伝承館特別展「江戸時代の地図作成と地誌編さん事業—認識される地域—」ということで、開催要項の制定を行ったところでございます。

内容につきましては、ページを開けていただきまして、開催要領というのがございます。開催のねらいが、収蔵史料展、現在、島津邸に置いてあるものだけではできないテーマを企画して、史料の展示公開を行うことで、来館者に新たな美術的知見を高めてもらおうということと、都城島津の情報発信に努めるということでございます。展示等の趣旨としましては、分かりにくく書いているのですが、日本地図をつくった伊能忠敬が、日本を回られて、このとき都城にも来られております。そのため、簡単に言いますと、伊能忠敬の日本の地図づくりの一端を担う都城地域、この南九州地域の地図を含めて、原図のほうを持ってきて、展示をしたいと。あとそれに関連する史料を持ってきたいと考えているところでございます。中身については、後で説明させていただきます。

会期についてが、10月17日土曜日から、11月29日日曜日までの44日間を考えているところでございます。こちらについては、観覧料は一般400円、大学生・高校生が300円、中学生以下無料と考えているところでございます。

ページを開けていただきまして、8番のところに、主な展示史料というものが予定に載っていると思っておりますが、書いてあるとおり、伊能図・大図、これが東京国立博物館の重要文化財になっております。以下、書いてある分が伊能忠敬記念館から借りてくるものでございますが、右側のほうに書いてあると

おり、全部、国宝でございます。こちらを現在、借用できるように、お話をさせていただきまして、今のところ快諾をいただいておりますので、その中で、南九州方面の原図を借用し、展示をしていきたいと考えているところでございます。

これにつきましては、まだ予定でございますが、記念講演を平成27年11月23日ということで、地誌の研究をされて来られた筑波大学の教授に講演をしていただこうと考えております。

あと、開会式典が前日の10月16日、午後3時から市長及び教育長のあいさつ及びテープカットにて考えております。あとは、学芸員の解説講座も開催する予定で、11月21日に予定しているところでございます。こちらについては大まかでございますが、以上報告第63号の内容でございます。

引き続き、報告第64号でございます。

都城島津伝承館企画展イベント 武士道の魂を聞く 薩摩琵琶演奏会の開催について、ご報告申し上げます。

現在、都城島津邸では、「薩摩のものふ」という武士道の展示を行っているところでございますが、これに関連しまして、この企画展の中のイベントを考えたところでございます。薩摩琵琶の演奏会を島津邸本宅で行いたいということで、現在、計画を立てているところであります。予定日が9月20日、11時から12時頃までで、演奏者が鎌田薫水先生という方でございます。これは、この次のページに書いてあるのですが、薩摩琵琶の演奏者でございますが、両親がたまたま都城市の西岳出身でございます。現在、神奈川県大和市に在住していらっしゃる方です。この経歴を見ていただくと、元々は詩吟等をされていた方で、日本コロニアのコンクールで優勝等され、平成21年には、東京国立劇場において演奏を行う、平成22年が上海万博、23年が伊勢の剣道場にて奉納されており、数々の著名な場所で演奏を行っておりまして、親の地元である都城島津邸でぜひ演奏をさせていただきたいというご希望がございました。こちらについては、40人ぐらいしか入れないかもしれないのですが、本宅への集客も含めて、鑑賞は無料、ただし、本宅に入りますので、通常の本宅観覧料百円はいただくということで、開催したいと考えているところでございます。以上が、報告第64号でございます。

続きまして、議案第35号 先ほどの江戸時代の地図作成と地誌編さん事業についての観覧料の設定についてでございます。こちらについても、先ほど申し上げましたとおり、千葉のほうから国宝級の伊能忠敬が書いた図面等を借用してくる関係でございます。それなりに費用がかかりますので、通常は観覧料210円ですが、今回については一般400円、大学生・高校生300円、中学生以下無料で、括弧内は団体料金でございます。

これについても、先ほどの合同展と一緒にございますが、それぞれの半券を提示された場合は、美術館観覧も団体料金で観覧できるような設定を考えているところでございます。こちらについても先ほどと一緒に、窓口、インフォメーションで販売する際に、島津邸で販売する時は、「美術館もいかがですか」という声かけもそれぞれさせていただこうと考えており、それぞれの集客を図ろうと考えているところでございます。

以上、大まかでございますが、よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問は何かございませんか。

○赤松委員

特別展で、地図等は全部レプリカでなくて、本物が来るということですね。

○都城島津邸館長

これはすべて本物を持ってきます。



あと、8番の展示史料のうち、下から6段目に伊能忠敬の像がございます。これは本物がありまして、それを借用してくるのですが、この会期中が30日の限定を超えるものですから、後半の部分ではレプリカに交換します。

○都城島津邸館長

一応その予定で、折衝させていただいたところでございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第63号、報告第64号を承認させていただきまして、議案第35号を決定させていただきます。

## 12 その他

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成27年8月20日(木) 13:30から

会場 南別館4階研修室

○10月定例教育委員会日程について

日程 平成27年10月7日(水) 13:30から

会場 南別館委員会室

○11月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月4日(水) 14:00から

会場 図書館3階会議室

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月18日(水) 13:30から

会場 南別館4階研修室

以上で、8月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長